

# 地域活性化WG説明資料 「道路利活用促進のための規制緩和」

---

平成27年2月12日

国土交通省

- 道路を占用しようとする者は、道路管理者の許可を受けなければならない(道路法第32条)
- 道路管理者は、道路の占用が法令で定める基準に適合する場合に限り、許可を与えることができる(道路法第33条)

## ① 一般交通を阻害しない道路の利用

- 道路の本来の目的は、**一般交通の用に供すること**
- 一方、様々なかたちで道路の利活用を進めることは、にぎわい創出等に資する

↓

道路の本来目的を阻害しない範囲で、道路の占用を認めている

## ② 道路管理者の個別判断

- 道路の構造、交通量、他の占用物の状況、周辺環境等、道路を取り巻く状況は、**個別の道路ごとに異なる**

↓

道路管理上の支障の判断、占用物の配置調整等を個別に行う必要があり  
占用の可否は「**各道路管理者(国、地方)の判断**」に委ねられている

※ 許可できる最低限の基準は法令で規定

- ① 対象物件 ② 無余地性の基準 ③ 政令の基準(場所、構造等)

- 道路空間の利活用に係る従前の占用制度の見直しや運用の柔軟化等を実施
- こうした取組みにより、地域の創意工夫による道路空間の利活用が容易となり、まちづくり、にぎわい創出等を促進

## 具体的な取組み

- ① 道路占用許可の基準の緩和
- ② 占用許可の手続の簡素化
- ③ 道路空間の立体的活用の促進
- ④ 地域活動の費用充当への道路の活用

〈道路空間を活用したにぎわい創出例〉



(長野県長野市)



(北海道札幌市)

# ① 道路占用許可の基準の緩和

## (1) オープンカフェ等の道路占用基準の緩和

- 都市再生特別措置法の改正(平成23年10月施行)において、オープンカフェやレンタサイクルポート等を設置する場合、道路の占用を容易にするよう道路占用許可基準を緩和
- 国家戦略特別区域法(平成26年4月施行)及び中心市街地の活性化に関する法律(平成26年7月施行)においても、同様の緩和を措置

### < 制度の活用事例 >



【新宿区のオープンカフェ】  
(平成24年11月～)



【高崎市のオープンカフェ】  
(平成25年4月～)



【高崎市のレンタサイクルポート】  
(平成25年4月～)

## (2) 高架下の道路占用基準の緩和

- 道路法の改正(平成27年4月施行)において、道路の高架下空間の占用を促進するため道路占用の基準を緩和。

## ② 占用許可の手続の簡素化

- 路上イベント等における道路占用許可の手続については、道路占用許可が取得しやすくなるよう、以下のとおり簡素化を実施(平成23年12月)

### <主な簡素化の内容>

- 路上イベント等の道路占用許可について、事前相談における適切な助言の実施
- 複数の露店、テーブル及び椅子等の物件を1枚の申請書に記載させて一括申請させることによる、図面等作成の労力の省力化
- 占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き物件の占用を希望する場合の更新手続書類の簡素化
- 道路管理者又は警察署長への申請の一括化

<例1:路上音楽イベント>



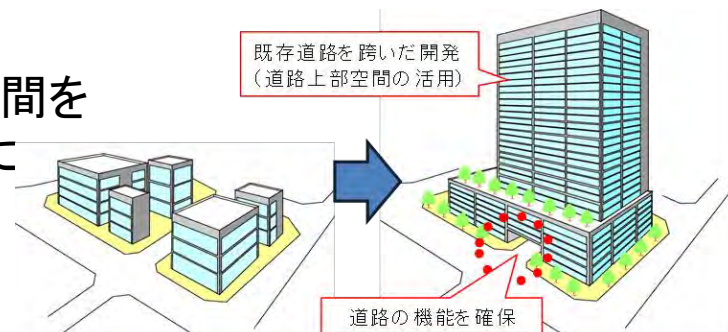
<例2:路上パレード>



# ③ 道路空間の立体的活用の促進

- 特定都市再生緊急整備地域内において、道路の上部空間を優良な民間都市開発プロジェクトの空間として、特例的に活用することが可能。

＜例：大阪市道上空における百貨店等の整備＞



- 道路用地の有効活用がさらに円滑に行われるよう、立体道路制度の改正を実施

## ＜ 立体道路制度の概要（道路法第47条の7等） ＞



道路区域内の建築は原則禁止



＜例：虎ノ門ヒルズ＞

- ・道路区域を立体的に限定
- ・都市計画で重複利用区域を設定

→ 重複利用区域を定めることで、建築物の建築等が可能

## ＜ 適用対象となる道路 ＞

- ・ 全国の高速道路（自動車専用道路）等
- ・ 特定都市再生緊急整備地域の一般道路



道路の **新設・改築に限らず、既存の道路** にも適用可能とするよう道路法を改正（平成26年6月施行）

## ④ 地域活動の費用充当への道路の活用

- エリアマネジメント団体等が、広告料収入を地域における公共的な活動に要する費用への充当を目的として、路上広告物を設置しようとする場合、路上広告物の道路占用に係る抑制的な取扱いを弾力化（平成20年4月）

### ＜広告料収入を充当できる地域活動等の例＞

- 街灯、自転車駐車器具、アーケード等の整備または維持管理
- 地域の活性化や賑わいの創出等の観点から地方公共団体等が実施するイベント
- 道路管理者が管理するベンチの整備または維持管理

※ 道路管理者、地方公共団体等関係機関の合意により、その他の公共的な活動への充当も可能

＜路上広告物の例＞

